

○国土交通省告示第三百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月十二日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事（新居箇所河道掘削・高知県高知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地先河川敷地まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 高知県高知市春野町西畑字平床割、字南平床割、字南堅割、字北堅割、字放レ須賀、字堅割、字本割、字溝割、字岸割、字中キシノ割、字横割、字十代割、字十八間割、字行次第割、字行次第割外ノ丁、字壺反割、字北キシノ割、字カゲ割、字中百坪割、字東百坪割、字行弘割、字百坪割、字外川原割、字菅前割、字石神ノ前割、字菅前割北ノ丁、字外川原割北ノ丁、字上川原割及び字高川原割地内

高知県高知市春野町西畑字平床割地先河川敷地、字南平床割地先河川敷地、字放レ須賀地先河川敷地、字石神ノ前割地先河川敷地、字菅前割北ノ丁地先河川敷地、字外川原割北ノ丁地先河川敷地及び字高川原割地先河川敷地

- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県高知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地先河川敷地までの一級河川仁淀川水系仁淀川（以下「仁淀川」という。）右岸側の延長約2.0kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事（新居箇所河道掘削）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項の指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

仁淀川は、愛媛県上浮穴郡久万高原町に位置する石鎚山を水源とし、支川の久万川等と合流しながら高知県に入り、支川の上八川川、波介川等と合流し太平洋に注ぐ幹川流路延長124km、流域面積1,560km²に及ぶ河川である。

仁淀川は、その流域に土佐市の市街地などを擁する治水上重要な河川であるが、上流部は河床が急勾配である一方、下流部は緩勾配であり、かつ河道断面積が不足していることなどから、上流部で降った雨が下流部に集まりやすい地形となっているため、豪雨の際には、洪水による浸水被害がたびたび発生している。昭和38年8月には仁淀川流域で戦後最大規模の洪水に見舞われたほか、近年では平成26年8月の洪水により、床上浸水家屋271戸、床下浸水家屋238戸等の甚大な被害が発生している。

仁淀川水系の治水対策は、平成20年3月に仁淀川水系河川整備基本方針が、平成25年12月に仁淀川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、昭和38年8月の戦後最大規模の洪水に対応し、主要地点である河口における河道整備流量12,900m³/秒（以下「本件河道整備流量」という。）を流下させることなどを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、整備計画に基づき、既に堤防が整備されているものの河道が狭小であることから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保護するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者

が平成26年3月に、任意で工事实施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成25年2月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、ドロクイ及びアカメその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ミゾコウジュ及びカワヂシャその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・軽減されると予測されている。

主な保全措置としては、ニホンウナギ及びアカメについては入江部周辺の掘削等により生息域への土砂等の流入が懸念されることなどから、起業者は専門家の指導助言を受け、生息環境の保全に配慮して工事を施工することとしており、コギシギシについては生育環境が減少することから、移植又は種子の散布若しくは表土の巻出しによる保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、モニタリングを継続し、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。なお、工事の実施に当たり文化財等が確認された場合には、起業者は、高知県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、既に堤防が整備されているものの河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として河道掘削等を行う事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、右岸側の河道掘削案（朔望平均干潮位以上。以下「申請案」という。）、左岸側の堤防引提案及び右岸側の河道掘削案（最深河床高以上）の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較する

と、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、水中部の掘削を行わないことなどから施工性に優れ、環境に与える影響も最も小さいこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、既に堤防が整備されているものの河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保護するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、仁淀川流域の自治体の長からなる仁淀川改修期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。